# 4 建物サインづくりにおける基本事項

## 4-1 建物利用者の想定

○まずは、建物用途や立地条件等を踏まえて、建物利用者を想定することが重要です。

○建物の利用目的や利用方法の違いにより、わかりやすい情報伝達方法(4-2参照) と必要となる情報内容(4-3参照)は異なるため、さまざまな建物利用者の視点 で検討することが重要です。

#### ■さまざまな建物利用者の例

■ こよこよな建物利用者の例 建物利用者の例				
したい <b>肢体不自由者</b>	○車いすを使用(電動、半電動 (※)、手動)			
(車いす使用者)	(※)手動と電動が切り替え可能な車いすのこと。			
したい 肢体不自由者	○杖等を使用している場合			
(車いす使用者以外)	□ ○長時間の歩行や階段、段差の昇降が困難な場合			
(羊4・3 区川石ダババ				
内部障害者	○長時間の歩行や立っていることが困難な場合 ○オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)			
	<del>-</del>			
	○全盲			
視覚障害者	<ul><li>○弱視</li><li>○色覚異常</li></ul>			
	○巴克共市 =sょうさ< ○視野狭窄			
	○代封 (大 <sup>*</sup> F ぜんろう <b>全</b> 聾			
聴覚・言語障害者	○難聴			
	○無 <sup>徳</sup> ○言語に障害がある場合			
知的障害者	○単独で利用する場合			
外国人	○日本語が理解できない場合			
子ども	○単独で利用する場合			
子育て層	○妊産婦			
	○ 乳幼児連れ			
	○ベビーカーを使用している場合			
	○歩行が困難な場合			
	○視力が低下している場合			
高齢者	○聴力が低下している場合			
17,21, 2	○シルバーカーを使用している場合			
	○以上のようなケースが複合している場合			
	○一時的なけがの場合			
その他	○重い荷物を持っている場合			
	○初めて建物を訪れる場合			

【参考】公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン(交通エコロジー・モビリティ財団/ H13.8)

#### 建物利用者ごとの配慮事項 4 — 2

○建物利用者を想定した上で、配慮すべき事項と対応策の例を参考として、「視覚情 報サイン」「聴覚情報サイン」「触覚情報サイン」のそれぞれの整備内容を工夫した り、適宜組み合わせるなど、よりわかりやすい情報伝達方法について検討すること が重要です。

■建物サインづくりからみた配慮すべき事項と対応策の例				
建物利用者	配慮すべき事項	対応策の例		
<b>肢体不自由者</b> ・電動車いす ・半電動車いす ・手動車いす	○目線の位置が低い ○目線を向ける方向や範 囲が限られている	■視覚情報サイン (設置方法の工夫)  見やすい方向・範囲が、さらに限られる場合もあることを考慮して建物サインを設置する必要がある。		
<b>視覚障害者</b> ・全盲 ・弱視 ・色覚異常 ・視野狭窄	<ul><li>○視覚情報が全く見えない</li><li>○小さな表示・文字が見えない</li><li>○明るさにより見え方が異なる</li><li>○色が見分けにくい</li><li>○視野が狭く方向も限られている</li></ul>	■視覚情報サイン+触覚情報サイン (組み合わせ) 点字 歩行路標識シール 弱視の方が、階段の段差を判別しやすいように「歩 行路標識シール」が設置されている例。手すりには 点字が表示されている。		
<b>聴覚障害者</b> ・ 全聾 ・ 難聴 ・ 中途失聴 など	<ul><li>○音声・音響案内が全く 聞こえない</li><li>○音の内容がわからない</li><li>○特定の音が聞こえない</li><li>○小さい音が聞こえない</li></ul>	■視覚情報サイン+聴覚情報サイン(組み合わせ)  このフラッシュライトが点滅 このフラッシュライトが点滅 した場合は非常時です、この した場合は非常時です。 文字による機能説明  音声 フラッシュ ライト 複数の情報伝達方法による避難口誘導灯の例。音声 案内とフラッシュライトの点滅により災害の発生		

知を図っている。

と、避難口の位置を知らせる。文字による機能説明 も併設しており、日常時から、建物サインの機能周

建物利用者	配慮すべき事項	対応策の例
外国人	<ul><li>○日本語がわかりにくい</li><li>○日本式の設備が使いに</li><li>くい</li></ul>	■視覚情報サイン(図記号の活用、多言語表記)  本
子育て層	○子どもを抱いている場合に移動等がしにくい ○子ども用の設備が必要となる(授乳室、託児スペース等) ○ベビーカーの移動や配置場所が必要となる	■視覚情報サイン(図記号+文字)  『知り見用設備 Nursery  子育て支援に係る設備機能を示すサインの例。図記号 デザインの工夫や文字を併記することで、設備の具体 的な機能を示すことも必要である。図記号について は、できる限り一般的な図記号を活用する。
高齢者	○これまでの配慮事項が 複数にわたる ○シルバーカーの移動や 配置場所が必要となる ○不慣れな設備機器等の 使用方法がわからない	■視覚情報サイン(デザインの工夫)  建築空間と一体的にデザインされた地下鉄駅の出入 口番号の例。高齢者や初めて訪れた方にもわかりや すいように壁一面に大きく番号を表示している。

#### (参考) さまざまな建物利用者への配慮が必要な建物サインの例

#### ■見分けにくい視覚障害者誘導用ブロック



誘導ブロックが周囲と同系色で見分けにくく、排水溝により 途切れている。誘導ブロックの色は、弱視の方も判別しやす いように、周囲と見分けやすい色とし、建物の出入口まで連 続的に敷設することが重要である。

#### ■室名の文字が見えづらい建物サイン



## 4-3 建物サインの設置目的と種類

- ○建物サインは、設置目的によって、大きく5種類にわけることができます。
- ○あらかじめ理解しておくことで、建物利用者が必要とする一般的な情報内容を把握 することできます。
- ○建物サインで何を伝えたいのか、設置目的を明確にした上で、さまざまな建物利用 者にとって必要となる情報内容を検討することが重要です。

### ■建物サインの設置目的と種類

種類	設置目的と情報内容	例
記名 サイン	対象の名称を示して、他と識別させる機能を持つサイン 建物名を示すサインのように、対象建物や諸室等の名称を示し、そこが目的地であることや目的地に 到達したことを建物利用者に伝えるサイン	練馬区○△□会館
案内 サイン	対象の所在と事物の相互関係の全体を示す機能を持つサイン 建物案内図のように、建物利用者自らが行動を選択できるように、現在地や目的地、目的地までの経路、方向、距離等を確認できるサイン	建物案内図
誘導 サイン	対象への方向、対象までの距離等を指し示す機能を持つサイン 諸室等までの方向を指し示す矢印のように、建物利用者が目的地までたどり着く途中に逐次、経路、方向、距離等を確認できるサイン	<u>\</u>
説明 サイン	対象に係るさまざまな情報を伝える機能を持つサイン 諸室等の利用方法や利用可能な期間・時間帯を示す説明・解説板のように、建物の快適な利用を促進するためのサイン	開館時間 9:00~17:00
規制 サイン	人の行動を規制 (禁止、注意、指示等) する機能を持つサイン 事故等の防止ために建物管理者等が設ける立入禁止、使用禁止のサインのように、建物利用者の安全を確保するためのサイン	立入禁止

【参考】官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修/H14.7)